

平成31年1月29日

各業界団体の長 殿

〔公益社団法人富山県宅地建物取引業協会長
公益社団法人全日本不動産協会富山県本部長〕

富山県土木部建築住宅課長



屋外広告物に関する注意喚起等について

屋外広告物については富山県屋外広告物条例（昭和39年条例第66号。以下、「条例」という。）に基づき規制・規定を定めているところであり、宅地建物取引業者が条例に違反した場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく監督処分を受ける可能性があります。

しかしながら、一部には条例の規定を必ずしも理解していない事例が見受けられます。

屋外広告物の適正化については、従来貴団体を通じて注意喚起等をお願いしているところですが、年度末にかけて宅地建物取引が増加する時期を迎えることから、貴団体加盟者に対して、改めて法令等の遵守及び周知について、徹底いただきますようお願いいたします。

- 1 条例第5条2項においては、電柱、街灯柱その他電柱の類に、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置してはならないと定めています（条例第38条に罰則規定あり。）。
- 2 また、都道府県知事は、宅地建物取引業者が条例等の他の法令に違反した場合、宅地建物取引業法第65条第1項第3号等に基づき、必要な指示をすることができます。この指示に従わない場合、同法第65条第2項第3号により業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

富山県屋外広告物条例（昭和 39 年 4 月 1 日富山県条例第 66 号）抜粋

（禁止物件）

第 5 条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 銅像、神仏像及び記念碑
- (5) 道路標識、交通信号機、歩道柵及び防護柵並びに里程標
- (6) 火災報知機、消火栓及び火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- (10) 景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (11) 富山県景観条例（平成 14 年富山県条例第 45 号）第 18 条第 1 項の規定により指定されたふるさとの記念物

2 電柱、街灯柱その他電柱の類には、はり紙、はり札等（法第 7 条第 4 項に規定するはり札等をいう。）、広告旗（同項に規定する広告旗をいう。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。）を表示し、又は設置してはならない。

第 38 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条、第 11 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 25 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 27 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 条）抜粋

（指示及び業務の停止）

第 65 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許（第 50 条の 2 第 1 項の認可を含む。次項及び第 70 条第 2 項において同じ。）を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号。以下この条において「履行確保法」という。）第 11 条第 1 項若しくは第 6 項、第 12 条第 1 項、第 13 条、第 15 条若しくは履行確保法第 16 条において読み替えて準用する履行確保法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる。

- 一 業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき又は損害を与えるおそれが大であるとき。
- 二 業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき又は取引の公正を害するおそれが大であるとき。

三 業務に関し他の法令（履行確保法及びこれに基づく命令を除く。）に違反し、宅地建物取引業者として不適当であると認められるとき。

四 宅地建物取引士が、第 68 条又は第 68 条の 2 第 1 項の規定による処分を受けた場合において、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由があるとき。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、1 年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 前項第 1 号又は第 2 号に該当するとき（認可宅地建物取引業者の行う取引一任代理等に係るものに限る。）。)

一 の二 前項第 3 号又は第 4 号に該当するとき。

二 第 13 条、第 25 条第 5 項（第 26 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 28 条第 1 項、第 31 条の 3 第 3 項、第 32 条、第 33 条の 2、第 34 条、第 34 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項（第 34 条の 3 において準用する場合を含む。）、第 35 条第 1 項から第 3 項まで、第 36 条、第 37 条第 1 項若しくは第 2 項、第 41 条第 1 項、第 41 条の 2 第 1 項、第 43 条から第 45 条まで、第 46 条第 2 項、第 47 条、第 47 条の 2、第 48 条第 1 項若しくは第 3 項、第 64 条の 9 第 2 項、第 64 条の 10 第 2 項、第 64 条の 12 第 4 項、第 64 条の 15 前段若しくは第 64 条の 23 前段の規定又は履行確保法第 11 条第 1 項、第 13 条若しくは履行確保法第 16 条において読み替えて準用する履行確保法第 7 条第 1 項の規定に違反したとき。

三 前項又は次項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五 前 3 号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が業務の停止をしようとするとき以前 5 年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前 5 年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

八 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前 5 年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。